

☎生活環境課 ☎22-1314

10月のごみ収集日程は下記の通りです。ご確認の上、きちんと分別して出してください。

### ◆10月のごみ収集日予定表（日付は10月の収集日です）

地区名 ごみ区分	越 河 斎 川 大 平	大鷹沢 白 川 小下倉	大鷹沢田中	福 岡 小 原	市街東北本線 東 側	鷹 巣	市街東北本線 西 側
ペットボトル (第1曜日)	6日(火)	5日(月)	2日(金)	1日(木)	2日(金)	5日(月)	7日(水)
びん類 (第2・第5曜日)	13日(火)	13日(火) に変更です	9日(金) 30日(金)	8日(木) 29日(木)	9日(金) 30日(金)	13日(火) に変更です	14日(水)
缶 (第3・第5曜日)	20日(火)	19日(月)	16日(金) 30日(金)	15日(木) 29日(木)	16日(金) 30日(金)	19日(月)	21日(水)
プラスチック (第3曜日)	20日(火)	19日(月)	16日(金)	15日(木)	16日(金)	19日(月)	21日(水)
もやせないごみ (第4曜日)	27日(火)	26日(月)	23日(金)	22日(木)	23日(金)	26日(月)	28日(水)
紙 類	火 6・13・20・ 27	月 5・19・26	金 2・9・16・ 23・30	木 1・8・15・ 22・29	金 2・9・16・ 23・30	月 5・19・26	水 7・14・21・ 28
もやせるごみ	火・金 2・6・9・ 13・16・ 20・23・ 27・30	月・木 1・5・8・15・ 19・22・26・29	月・水・木 1・5・7・8・14・ 15・19・21・22・ 26・28・29	火・水・金 2・6・7・9・ 13・14・16・ 20・21・23・ 27・28・30			

- 不忘・川原子地区のもやせるごみは、毎週水曜日に収集します。
- ごみは、必ず当日の午前8時30分までに集積所に出してください（収集車が回収する時刻に合わせての搬出や、前夜出しはしないでください）。
- ◎ごみ袋は中身がこぼれないようにしっかり口を結び、簡単に解けないように出してください。テープ止めは禁止です。
- ◎祝日に伴う収集日の変更について  
大鷹沢・白川・小下倉、鷹巣地区の資源ごみ（びん類）は13日(火)に収集日に変更になります。お間違えのないようご注意ください。

### 仙南地域広域行政事務組合から「角田衛生センターへのごみの持ち込み」のお願い

- 角田衛生センターへごみを搬入される方は、次の受け入れ条件を守って持ち込むようご協力をお願いします。
- 紙類：資源化できる紙は受け入れてできません。資源化できない紙（ポリ加工紙、カーボン紙、銀紙など）は、①300\*  
270以下で軽トラック1台程度、②回数は1日1回（1台）まで
  - 生ごみ：①水分を十分取り除く、②量は300\*  
270以下で軽トラック1台程度、③回数は1日1回（1台）まで
  - 木くず・かんなくず・木材・草・せん定くず・樹木など：①長さ30\*  
10以内とし十分乾燥させ、土などは取り除く、②量は300\*  
270以下で軽トラック1台程度、③回数は1日1回（1台）まで
  - 畳・ふとん類：①畳は10枚まで、②回数は1日1回まで
  - じゅうたん類：①電気コードなどは取り外す、②量は5枚まで、③回数は1日1回まで
  - ※ペット・ソファなどは、スプリングやパイプなどの金具類を取り外してください。
  - ※事業活動に伴って生じるものは産業廃棄物です。また、一般廃棄物でも処理不可能なものについては お断りする場合があります。
  - ※上記以外で不明な点については、あらかじめ角田衛生センターなどに電話確認した上で持ち込むようにしてください。
- ☎もやせるごみ・可燃性粗大ごみ……………角田衛生センター ☎0224-63-2140  
資源ごみ・もやせないごみ・不燃性粗大ごみ……………仙南リサイクルセンター ☎0224-33-2225

### ☆飼えない犬・猫の引き取り日のお知らせ

- 日時 10月1日(木)・8日(木)・15日(木)・22日(木)・29日(木)・11月5日(木)、9:00~11:30および13:00~15:00(時間厳守)
  - 場所 宮城県仙南保健所  
(注意事項)犬を登録している方は、鑑札(小判形)を持参してください。また、猫の場合は、必ず麻袋やもみ袋(土のう袋は不可)など、丈夫な袋に入れてください。
  - 犬・猫の引き取り手数料 生後90日以内は1頭につき400円、生後91日以上は1頭につき2,000円
  - 納入方法 所定の用紙に必要事項を記入し、宮城県収入証紙を張り付けて納入してください。収入証紙は、県合同庁舎や保健所、銀行などでお求めください。
  - ※ご不明な点は、宮城県仙南保健所までお問い合わせください。なお、犬や猫などの愛護動物を捨てた場合には、処罰される場合があります。犬や猫などを飼い始めたら、最後まで責任を持って飼養するように心掛けましょう。
- ☎宮城県仙南保健所(大河原町字南129-1) ☎0224-53-3119

10月から市県民税を公的年金から特別徴収する制度が始まります  
☎税務課 ☎22-1313

10月から、個人市県民税を国民年金などの公的年金から天引き（特別徴収）する制度が、全国一斉に始まります。

この制度は、年金を受給している方の納税の利便性の向上や、市町村における徴収事務の効率化を目的として、昨年4月の地方税法改正により導入されるものです。皆さまのご理解をお願いいたします。

**■対象となる方**  
前年中に公的年金を受給している方で、4月1日現在65歳以上の方です。ただし、次に該当する方は対象外です。

- ・1月2日以降に、お住まいの市町村が変更となった方
- ・老齢基礎年金などの年額が18万円未満の方
- ・介護保険料が年金から天引きされていない方
- ・特別徴収税額（天引きされる税額）が年金額を超える方

**■対象となる税額**  
特別徴収の対象となる税額は、前年中に支払いを受けた公的年金の所得額から計算した額です。公的年金以外の所得がある方は、次の通りとなります。

①公的年金の所得額から計算した税額は、公的年金から天引き

②給与や不動産所得など、公的年金以外の所得から計算した税額は、これまで通り納付書や口座振り替え（普通徴収）、給与からの天引きで納めていただきます。

※納付方法の変更ですので、所得金額や扶養親族の状況などに変更があれば、昨年度と税負担は変わります。

**■納付の方法**  
公的年金からの特別徴収は、10月支給分の年金から行われます。年金から天引きされる金額と天引き月は、税務課からお送りした納税通知書の「平成21年度市県民税・県民税期別明細」をご確認ください。

また、公的年金から天引きされる税額以外の部分（本年度に納める税額の2分の1）は、普通徴収による納付となります。まだ納めていない方は、お早めの納付をお願いします。

なお、本年度に公的年金から天引きされる方は、来年4月以降も公的年金からの天引きが継続されます。

納付方法や税額などの詳細やご不明な点は、税務課までお問い合わせください。

### ■平成21年度（特別徴収を開始する年度） 例）市県民税額が72,000円の場合

税額	普通徴収 (納付書または口座振り替えによる納付)		特別徴収 (公的年金からの天引き)		
	6月	8月	10月	12月	2月
18,000円	18,000円		12,000円	12,000円	12,000円
	年税額の1/4		年税額の1/6		

### ■平成22年度（翌年度以降） 例）市県民税額が60,000円の場合

税額	特別徴収（公的年金からの天引き）					
	仮徴収			本徴収		
	4月	6月	8月	10月	12月	2月
12,000円	12,000円	12,000円	12,000円	8,000円	8,000円	8,000円
	前年度2月と同じ額			(年税額-仮徴収額)の1/3		

—思いやりのある良質で信頼される医療を目指して—

## 公立刈田総合病院紹介



☎公立刈田総合病院 ☎25-2145

### 保健医療福祉推進会議を開催しています

当院は、白石市、蔵王町、七ヶ宿町の地域住民の健康増進に寄与するため、平成21年度から保健・医療・福祉に関することについて、1市2町の病院と介護施設で「保健医療福祉推進会議」を開催しています。

推進会議では、各機関と情報交換を行い今後の課題を協議し、また、各機関へのアンケート調査結果を基に研修会の開催などを行っています。

7月23日には、当院のリハビリテーションの現状について研修会を開催し、各施設の医療従事者をはじめ幅広い職種の職員約60人が参加しました。

リハビリテーション医療は、「急性期から積極的に行う医療」へと変化を遂げています。今日では、専門知識や技術のみならず、医療から福祉の分野にかけて幅広く活躍できる専門従事者が求められています。早期リハビ

リテーションの現場を担う理学療法士からの説明に、参加者は熱心に耳を傾け大変好評を得ました。

当院は今後も、地域の中核的な病院として保健・医療・福祉の連携を推進し、地域に普及・定着するための体制整備を図るよう努めてまいります。



▲研修会の様子